

登別市広報モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する登別市広報モニター（以下「広報モニター」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市は、市民に開かれた市民参加の広報紙づくりを進めるため、広報モニターを設置する。

(選考)

第3条 広報モニターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める一般職又は特別職の公務員でない次の各号に該当する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 団体枠 識見を有する市内の団体又は学校等に所属し推薦を受けた者

(2) 公募枠 市内に在住する者

2 広報モニターの定数は、前項第1号7名以内、前項第2号5名以内とする。

3 広報モニターは、年齢、職業、性別、地域等を十分考慮して選考する。

(職務)

第4条 広報モニターの職務は、次のとおりとする。

(1) 年度初めに開催する広報モニター会議に出席の上、市の広報に関して意見・要望等を述べること。

(2) 市の広報について意見、要望等を、随時又は定期的にメール又は文書により提出すること。

(任期)

第5条 広報モニターの任期は、当該年度の3月31日までとし、次の各号のいずれかに該当する場合は解職することができる。

(1) 団体枠の広報モニターが、市内の団体又は学校等の所属の身分を失ったとき。

(2) 公募枠の広報モニターが、他市町村に転居したとき。

(3) 広報モニターとしての協力が得られなくなったとき。

(事務)

第6条 広報モニターに関する事務は、総務部秘書広報グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。